※整理番号 ※受付年月日 令和 ・ ・

記載例

監護相当・生計費の負担についての確認書

(申立先) 東海村長 殿

私は、以下に記載する者(注)について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(以下「監護相当・生計費の負担」という。)を下記のとおり申し立てます。

申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの(詳細は裏面を参照)

記

ふりがな						
氏名		住所				
学畑 香 (15) 年 4 月 2 日 東海村東海三丁目7番1号						
1 個人番号 続柄 職業等(いずれかに○)※ 通学先	(学生の場合のみ) 卒業予 (学生の場合	・定時期 場合のみ)	申立人に	よる監護相当の状況 (いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)
	が に大学 令和 8	年 3	月	1. 月 居し、日常生活_ 2.別居しているが、気 3.その他(上の世話・必要な保護をしている 定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である)	1 生活費(食費、家賃等) 2. ド費 ぶその他()
よりがな 氏名 生年月日			住所			
—————————————————————————————————————						
途中で状況が変わった場合は,子育て支援課にご相談ください。						
2 個人番号 (例)子どもが独立し、手当受給者との監護・生計関係がなくなった ⇒手当額が変更(減額)になる場合があります。額改定届の提出が必要です。)	申立人に	による監護相当の状況(いずれかに〇)	
			月	1.同居し、日常生活_ 2.別居しているが、気 3.その他(上の世話・必要な保護をしている 定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である)	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
				住所		
(例) 子どもの住所が変わった						
⇒住所変更届の提出が必要です。			朝 申立人に		中立人による生計費の負担の状況 ち当するものすべてに○)	
				1.同居し、日常生活	うちは祖父・祖母・父・母・長女(21歳),長男	(高I), (食費、家賃等)
	令和	年	月	2.別居しているが、 3.その他(次男(小4)の7人家族。長女はまだ学生で経済	等的にも (
ツ ――――――――――――――――――――――――――――――――――――					自立していないから、多子加算算定対象とな	るわね。 <mark>´`</mark>
※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。					10月から手当は長男と次男の月額2万円とな	よるはず
記載内容について上記のとおり相違ありません。					だったけれど、「監護相当・生計費の負担につい	いての確
令和 6 年 8 月 1 日 【申立人】(児童手当の請求者・受給者) <u>住所 東海村東海三丁目7番1号</u>					認書」を出せば次男の月額が3万円になるからわせて月額4万円になるみたい。申請忘れになように、早めに提出しないとね…!! (R7.3末までに必ず提出するのよ!	36ない
氏名 				\	1	